

傍 聴 要 領

島根県がん対策推進協議会

1 傍聴する場合の手続

1) 会議の傍聴

- ・傍聴を希望される方は、別添「傍聴申込書」に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、メールのいずれかでお申込みください。
- ・申込期限 令和7年11月5日（水）17時必着
- ・会場での傍聴定員は5人です。傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了しますので、ご了承ください。

2) Web（Zoom）での傍聴

- ・Web 傍聴を希望される方は、別添「傍聴申込書」に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、メールのいずれかでお申込みください。
- ・申込期限 令和7年11月5日（水）17時必着
- ・申込みを受け付けた場合は事務局からID等を連絡いたします。申込みをしたのに事務局から連絡がない場合は、受付をされていない可能性がありますので、お問い合わせください。

2 会議の秩序の維持

- 1) 傍聴者は、会長または事務局の指示に従ってください。
- 2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- 3) 会議が非公開と決定された場合は、速やかに退場してください。

3 会場にて会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者が会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- 1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と意見を表明しないこと。
- 2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- 3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- 4) 携帯電話等を使用しないこと。
- 5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- 6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為を行わないこと。

4 Webにて会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- 1) 会場及び機器は各自で準備すること。
- 2) 傍聴申込み者でない者は傍聴しない環境とすること。
- 3) 会議中はマイク及びカメラをオフにすること。
- 4) 議事を妨害しないこと。
- 5) 携帯電話等を使用しないこと。
- 6) 録画、録音、撮影等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- 7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為を行わないこと。